

幕別町消費者被害防止

ネットワークニュース

第16号 平成29年7月1日

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

「詐欺被害」増加傾向とまらず！

オレオレ詐欺

当ニュース5月号でも、「オレオレ詐欺」の注意喚起をいたしましたが、それ以降も増加傾向にあり、5月末現在で52件1億6千万円の被害となり、昨年を大幅に上回る勢いで被害が続いております。家族で常日頃から近況の連絡を取り合い、被害にあわないように注意しましょう。



こういう事に気をつけましょう！

- 息子（孫、おい）を名乗る男から電話がある。
- のどにポリープ（できもの）ができたという。
- 病院でかばんを盗まれたので、お金を用意してという。
- 株に失敗してお金が必要という。（会社の金に手をつけたという。）
- 上司の息子（弟）が行くので、路上や公園でお金を渡すようにいう。

還付金詐欺

今年に入り5月26日に札幌で100万円の被害が初めて確認されました。役所や銀行員をかたる男から「老人保健金のシステムが変わったのでお金が戻る。スーパーの現金自動預払機（ATM）に行って」と電話が来て、指示通り操作してだまされたそうです。



ATMを操作してもお金は振り込まれません。ご注意ください。
また、携帯電話を片手にATM操作している人を見かけたら、積極的に声をかけ警察などに通報しましょう。

急増！「ハガキによる架空請求」！

「民事訴訟管理センター」からのハガキは無視して！

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というタイトルのハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。

全国的にはこの相談が3月末から急増し、当センターでも4月から5月で3件相談をうけました。ハガキには「裁判所に訴状が提出された」「給与や不動産の差し押さえ」などと不安をあおり、訴訟の取り下げのために連絡させようと誘導しています。連絡した場合には、弁護士なるものを紹介され、コンビニでプリペイドカードやギフト券を購入させる手口で被害にあうようです。

携帯メールでも、「有料動画の未納料金がある」などを理由に同様に連絡させ、お金をだまし取る手口で架空請求が多く発生しています。絶対に相手に連絡しないでください。

不安を感じたり、困った場合には消費生活センターに相談してください。



子どもを事故から守りましょう！！

子どもの事故は、周囲の大人たちが子どもの身の回りの環境にちょっとした注意を払うことで多くの場合は防ぐことができます。夏休みも近づき、屋外での活動も多くなりますので、事故に十分気をつけて楽しく遊びましょう！

家庭内でよくある事故の例

高いところからの転落

ボタン電池・薬・たばこの誤飲

風呂場での転倒

ライターでのやけど

歯ブラシによる事故



外出先でよくある事故の例

公園の遊具からの転落

自転車のチェーンの巻き込み

花火でのやけど

傘によるケガ

プール・海・川でのケガや事故



子どものインターネットトラブルにも注意！！

国民生活センターには、インターネットの利用によって子どもが契約の当事者になるトラブルの相談が多数寄せられています。普段から周囲の大人たちが見守り、おかしいと思ったら冷静に子どもの話を聞いて、すぐに幕別町消費生活センターにご相談ください。

トラブルの事例

クレジットカードの明細書に身に覚えのない請求があり、息子がオンラインゲームで数十万円の課金をしていたことがわかった。

息子が親に内緒でアダルトサイトを見ていたようだが、突然、「会員登録されました！」という表示が出て、高額な会費を請求された。

SNSの広告から娘がダイエットサプリメントを「お試し」で申し込んだが、毎月届く。定期購入の契約だとは知らなかった。

娘が占いサイトで占い師から「ポイントを購入すれば幸せになる」にいわれ、コンビニで数万円分の電子マネーを購入していた。

契約書や明細書、やりとりをしたメール、画面のスクリーンショットなど証拠になるものがある場合は相談時にお持ちください。



幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800
相談時間：午前9時～午後4時
(札内は第①③⑥水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内コミュニティプラザ
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター